

議案第66号

寒川町立公民館及び寒川町立文化福社会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称 次のとおり

寒川町民センター	寒川町北部公民館	寒川町南部公民館
寒川町北部文化福社会館	寒川町南部文化福社会館	

2 指定管理者 東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号

株式会社オーエンス

代表取締役 大 木 一 雄

3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 26 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川町民センター、寒川町北部公民館及び寒川町南部公民館並びに寒川町北部文化福社会館及び寒川町南部文化福社会館の指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。